参考資料１

循環型社会を形成するための法体系

環境基本法（H6.8～）

環境基本計画
（H18.4 全面改定し公表・H23 改定中）

循環型社会形成推進基本法（H13.1～）
＜基本的枠組み法＞

循環型社会形成推進基本計画
（H20.3 改正（第２次計画））
社会の物質循環の確保・天然資源の消費の抑制・環境負荷の低減

（個別物品の特性に応じた規制）

廃棄物処理法（H22.5 一部改正）
＜廃棄物の適正処理＞

①廃棄物の発生抑制
②廃棄物の適正処理（リサイクルを含む）
③廃棄物処理施設の設置規制
④廃棄物処理業者に対する規制
⑤廃棄物処理基準の設定　等

資源有効利用促進法（H13.4～）
＜再生利用の推進＞

①再生資源のリサイクル
②リサイクル容易な構造・材質等の工夫
③分別回収のための表示
④副産物の有効利用の促進

容器包装リサイクル法（H12.4～）
（対象品：びん、ペットボトル、紙製・プラスチック製容器包装）

①製造時業者等による再商品化（費用負担）
②消費者は市町村の分別に協力して排出
③市町村は分別排出された容器包装を再商品化事業者に引渡し

家電リサイクル法（H13.4～）
（対象品：エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ（プラズマ・液晶含む）、洗濯機・衣類乾燥機）

①排出者は廃家電製品を適正排出し、リサイクル料金等を負担
②小売業者は廃家電製品を排出者から引き取り
③製造時業者等は廃家電製品を法に則りリサイクル

食品リサイクル法（H13.5～）
（対象品：食品残さ）

①主務大臣は食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針を定める
②食品廃棄物を多量に発生する事業者は毎年度食品残さの発生量、再生利用の取組状況を国に報告
③食品関連事業者は肥飼料製造事業者等と共同して再生利用計画を作成し認定を受けることができる

建築リサイクル法（H14.5～）
（対象品：木材、コンクリート、アスファルト）

自動車リサイクル法（H17.1～）
（対象品：自動車）

グリーン購入法（H13.4～）
（国が率先して再生品等の調達を推進）

※年月は特段の記載がない限り施行年月
※環境省資料より作成